



2022-2023 年度 第 1976 回例会 宇都宮南ロータリークラブ会報

会長：平澤照隆 幹事：青木克浩 広報委員会リーダー：若月章男
例会場及び例会日：ホテルニューイタヤ<<水曜 12:30>>
事務所：宇都宮市大通り 2-4-6 ホテルニューイタヤ内
TEL：028-635-5511（ホテルニューイタヤ）



3 月 第 4 例会

2023 年 3 月 22 日 (水)



会員数 54 名 出席 31 名

司 会

五十畑 嘉 会場監督 (S. A. A)

§ ロータリーソング「我等の生業」

ビジター紹介

北山 ますみ 親睦委員

§ 下妻久男 様 栃木県就労支援事業者機構 栃木県保護司会連合会 会長・卓話者

会長挨拶

平澤 照隆 会長

皆様、こんにちは。

本日は、WBCで日本のサムライジャパンがアメリカとの優勝決定戦に臨み、勝利したとの事、大変嬉しい限りです。特に準決勝のメキシコ戦は大変感動致しました。試合を見ていた日本国民は最終回で逆転するとは驚きと共に、大いに感動したと思います。

昨日は彼岸の中日でした。皆様、お墓参りは行きましたでしょうか？

彼岸は故人との語らいの日、お墓参りの日です。是非ともお参りをして頂きたいと思います。それではお彼岸は中日を挟んで彼岸の入りから彼岸明けまで一週間設けてあります。何故一週間有るのでしょうか？

お彼岸とは仏教で六波羅蜜（ろくはらみつ）を実践する期間なのです。

この六波羅蜜とは、布施、持戒、忍辱、精進、禅定、智慧の六つを実践して頂くことなのです。一つ一つ説明する時間はありませんので、最初の布施行についてお話しします。布施行とは見返りを持たない行いを、相手に捧げること。ボランティア精神ですね！

ロータリー精神とも合致します。この布施行からすべて実践すれば最後の智慧に至るということです。仏教で智慧とは、心理を見抜く力が身につく、迷いを払拭し無上の境地に至ることを指します。又、機会がありましたら説明させていただきます。

本日は招待卓話としまして、栃木県保護司会連合会長、及び宇都宮保護区保護司会会長の下妻久男様をお呼びしています。下妻久男様、よろしくお願い致します。

本日の例会が会員諸氏にとりまして、大変意義ある例会になることを祈念して挨拶と致します。

新入会員入会式

渡辺 幸子 会員 慶応受験会 講師

推薦者：塚田典功会員



加藤 和洋 会員 株式会社 新和 代表取締役

推薦者：川又俊治会員



幹事報告

青木 克浩 幹事

- § トルコ地震災害義援金へのご協力ありがとうございました。
- § 3月23日ゴルフコンペ及び地区ゴルフ大会のご出欠をお願い致します。

スマイルボックス委員会報告

川辺 康子 委員

- § 平澤照隆会長 本日の卓話、下妻会長よろしくお願ひします。
- § 青木克浩幹事 侍ジャパンWBC優勝おめでとう！また、渡辺幸子さん入会を歓迎します。
- § 仲田俊夫会員 下妻さん卓話ありがとうございます。
- § 若月章男会員 下妻様、本日は保護司についての卓話、よろしくお願ひします。
- § 藤島 拓会員 下妻会長、本日の卓話ありがとうございます。
- § 猪瀬龍之介会員 下妻様、本日の卓話、どうぞよろしくお願ひ致します。
- § 笠原正人会員 WBC日本優勝バンザイ。昨日といい、本日といい、日本野球の力を示してくれました。本当に日本野球はスゴイ。
- § 村上芳弘会員 サムライジャパンの皆様、感動ありがとう。
- § 塩田 潔会員 WBC侍ジャパン優勝おめでとうございます！さすが大谷君！！今日の卓話、下妻様のお話を楽しみにしております！
- § 鈴木秀明会員 侍ジャパンWBC優勝おめでとう。
- § 坂本昭一会員 ワールドベースボールクラシック日本優勝おめでとう。
- § 市原久典会員 WBC優勝おめでとうございます。
- § 川又俊治会員 やっぱり大谷さん！！男はやっぱりストレート！！WBC優勝おめでとうございます！ジャパン最高！！

- § 嶋田辰雄会員 WBC 優勝おめでとうございます。南クラブの練習は 25 日(土)9:00 から屋板グラウンドです。
- § 小松和美会員 WBC 優勝。スマイルします。
- § 澤村彬男会員 本日も元気にスマイルします！WBC 優勝おめでとうございます！
- § 田中正夫会員 次の日曜日で 65 歳になります。
- § 小保方明美会員 境内の桜も満開です。野球も満開です。皆様の心も満開です。
- § 五十畑嘉会員 先日、花粉症の薬をもらいに、昔からお世話になっている耳鼻科へ行きました。私の上着のバッジを見た先生が「ロータリーに入っているの？立派になったね！」と声をかけてくれて嬉しい思いをしました。皆様これからもよろしく願います。
- § 川辺康子会員 WBC14 年振り優勝おめでとうございます。次は 16 日南ロータリー野球頑張ってください！！私も春休みが始まり、二刀流頑張ります(^_^)

目的指定スマイル

- § 平澤照隆会員 10,000 円南 RC 野球チーム頑張れ。
- § 藤島 拓会員 10,000 円インターアクト活動、台湾研修へのご支援をよろしくお願い致します。

多くの会員の皆様にご協力戴きありがとうございました	20 名	金額	20,000 円
目的指定スマイル	2 名	金額	20,000 円

招待卓話

下妻久男 様 栃木県就労支援事業者機構 栃木県保護司会連合会 会長

「保護司について」

保護司

保護司法の第 1 条には、保護司の使命が次のように掲げられています。

「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」。

この使命を果たすため、保護司は、具体的には次のような諸活動に従事しています。

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間として、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。

保護司制度の歴史

保護観察という刑事政策の一翼を民間の篤志家である保護司が無給で担うという、世界にも余り例を見ない保護司制度は、どのようにして始まったのでしょうか。

我が国の保護司制度の源流がどこにあるかについては、いろいろな見方がありますが、現在の制度の直接的な前身として考えられるのは、司法保護委員と嘱託少年保護司です。

明治21年に静岡県で金原明善が設立した静岡県出獄人保護会社を嚆矢に民間の慈善事業として始まった刑余者の保護事業は、その後も民間篤志家や宗教家による慈善事業として発展し、昭和初期にかけて、全国各地に司法保護委員が置かれるようになりました。このように、民間から始まった司法保護委員は、昭和12年には全日本司法保護事業連盟の結成へとつながり、昭和14年に司法保護事業法が制定されることにより、初めて司法保護委員の法的制度化がなされました。

一方、旧少年法が大正12年に施行され、少年審判所に現在の保護観察官に相当する専任の少年保護司が置かれるとともに、民間の篤志家に少年保護司の事務を嘱託する嘱託少年保護司の制度が設けられました。この嘱託少年保護司は保護司の前身であると言えます。

昭和25年には、保護司法が制定・施行され、従来の司法保護委員は「保護司」と改称され、現行の制度となりました。

このように、民間の慈善事業に始まった更生保護制度ですが、その精神は現在に至るまで連綿と受け継がれています。(参考文献:「更生保護50年史—地域社会と共に歩む更生保護—」)

保護司の組織

保護司は、保護司法の規定に基づき、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごとに保護司会を組織するものとされています。これらの保護司会は、都道府県ごと（北海道では保護観察所の管轄区域ごと）に保護司会連合会を組織しています。

また、地方更生保護委員会の管轄区域ごとに地方保護司連盟が、全国組織として全国保護司連盟がそれぞれ組織されており、いずれも保護司の諸活動の充実・強化を図る上で重要な役割を担っています。

保護司組織の任務など

保護司会

保護司法第13条

- 1 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。
- 2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。
 - (1) 第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
 - (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
 - (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
 - (4) その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

保護司会連合会

保護司法第14条

- 1 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあっては、法務大臣

が定める区域ごとに組織するものとする。

2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 保護司会の任務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの

地方更生保護委員会は、札幌、仙台、さいたま、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の8か所に置かれ、それぞれ、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州の各ブロック内にある刑務所や少年院からの仮釈放・仮退院、保護観察所の事務の監督などの業務を行っています。

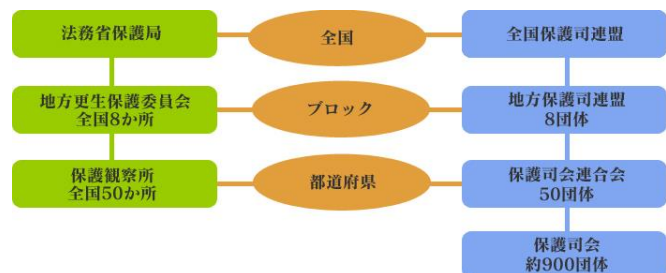
地方保護司連盟は、地方更生保護委員会に対応して、各ブロック内の保護司会連合会で組織されている任意の団体で、保護司に対する研修・顕彰、連絡・調整、ブロック内の関係機関・団体との連携などの事業を行っています。

保護観察所は、都道府県庁所在地（北海道の場合は、札幌、函館、旭川、釧路の4か所）に置かれ、保護観察や、刑務所・少年院に入所中の人たちの帰住先を調整・確保する環境調整、犯罪予防のための世論の啓発などの業務を行っています。

保護司会連合会は、この保護観察所に対応して組織されています。

保護区は、一つ若しくは複数の区市町村を単位にしています。

保護司になるためには



保護司になるためには、保護司法に基づき、次の条件を備えていることが必要となります。

- ・ 人格及び行動について、社会的信望を有すること
- ・ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること
- ・ 生活が安定していること
- ・ 健康で活動力を有していること

保護司の委嘱手続は、各都道府県にある保護観察所の長が、候補者を保護司選考会に諮問して、その意見を聴いた後、法務大臣に推薦し、その者のうちから法務大臣が委嘱するという手続によって行われています。保護司の任期は2年ですが、再任は妨げられません。

※資料配布の上、詳しいご説明がございました。

出席報告 塩田 潔 委員

会員数 56 名
 出席数 31 名
 欠席数 25 名

例会予定

第 1977 回 3 月 29 日(水)
 お花見家族会
 18 : 30 ~ 20 : 30

プログラム

日付	時間	プログラム	例会場
第 1978 回 4 月 5 日(水)	12 : 30 ~ 13 : 30	会員卓話 中野智之会員 国際奉仕委員会 「タイ視察報告」	ホテルニューイタヤ
第 1979 回 4 月 12 日(水)	12 : 30 ~ 13 : 30	招待卓話 水沼富美男様 栃木県被害者センター 理事長 「被害者について」	ホテルニューイタヤ
第 1980 回 4 月 19 日(水)	12 : 30 ~ 13 : 30	招待卓話 NPO 法人うつのみや百年花火 「うつのみや花火大会について」	ホテルニューイタヤ
第 1981 回 4 月 26 日(水)	12 : 30 ~ 13 : 30	招待卓話 山川晃太郎様 (株)リビジョン代表取締役 「仮 マーケティングについて」	ホテルニューイタヤ